【参考情報】　　２０１２年３月
在チェコ日本国大使館領事部

チェコ共和国における外国人の就労・雇用について

【はじめに】

本【参考情報】は、チェコ政府作成の資料及び当館領事部が独自に収集した情報等[1]をもとに、チェコ共和国における外国人の就労・雇用制度に関連する事項をとりまとめたものです。記載された内容は必ずしも最新のものとはいえませんが、作成にあたっては法規等の根拠を示すとともに、チェコ側の実務的な取扱をも可能な限り反映させました。

罫線で囲まれている部分や脚注は当館領事部よりのコメント、その他本文についてはチェコ政府作成資料等を翻訳・意訳したものとお考え下さい[2]。また、本【参考情報】はあくまで参考情報であって、チェコ側との関係において何ら法的な意義を持ち得ないところ、実際にチェコ共和国において就労や雇用をお考えの方は、最新の情報をご自身で確認しつつ、チェコ当局の指示に従い手続きを進めていく必要があります。

本【参考情報】が、チェコ共和国における外国人の就労・雇用制度に関する在留邦人の皆様の理解の一助となれば幸いです。

外国人の雇用に関する基本原則

（１）チェコ共和国における外国人の雇用に関する条件は、主として雇用法及び同改正法（以下、「雇用法」）[3]によって規定される。

（２） チェコ共和国で就労するに際し、ＥＵ加盟国の国籍を有する者及びその家族のほか、ＥＥＡ（欧州経済領域）加盟国であるノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの国籍を有する者及びその家族、スイス国籍を有する者及びその家族は、労働許可（ｗｏｒｋ　ｐｅｒｍｉｔ）を取得する必要はない。

（３）その他の外国人については、以下の条件を満たした場合に雇用が認められる。

ア　労働許可、査証（労働目的）、居住許可（労働目的）のいずれかを取得している場合[4]

イ　「グリーン・カード」[5]を取得している場合

ウ　「ブルー・カード」[6]を取得している場合

労働許可／「グリーン・カード」／「ブルー・カード」

第三国人[7]が就労するためには、労働許可または「グリーン・カード」若しくは「ブルー・カード」のいずれかを取得していることが原則である。但し、永住許可を有する者や政治的亡命要求者(asylum seeker)等は、労働許可の取得を要しない[8]。また、長期居住

---

[1] 在留邦人の皆様から当館領事部に寄せられた情報も含まれています。

[2] チェコの法規はチェコ語で作成されますが、それがチェコ当局によって英語に翻訳され、その英語版を更に日本語に翻訳した場合、原文（チェコ語）と意味が異なる場合もあり得ます。また、チェコ政府作成資料（英語版）やチェコ政府HP（英語版）は、同一事項であっても各省庁によって異なる訳語が用いられていることもあり、注意が必要です。

[3] Act No.435/2004 Coll, on employment

[4] 査証（労働目的）、居住許可（労働目的）のいずれの場合も、申請のための要件として労働許可の取得等が挙げられています。

[5] 後述及び当館作成『チェコ共和国における外国人の滞在について』参照。

[6] 同上。

[7] EU市民、EEA市民及びチェコ国民ではないという意味で、日本人はこのカテゴリーに含まれます。

[8] 雇用法第 98 条参照。

許可（家族との同居目的）を有している者で一定の要件を満たすものについても、労働許可の取得を要しない場合がある。

なお、同時に１以上の仕事に就く場合、それぞれに労働許可を取得する必要がある。

労働許可

（１）申請先

労働許可の申請先は、当該申請者が就労を予定している地域を管轄する労働事務所（Ｌａｂｏｕｒ　Ｏｆｆｉｃｅ）である。

（２）必要書類

ア　申請書[9]

イ　旅券人定事項面の写し

ウ　使用者による雇用確認書[10]

エ　当該業務に従事するための専門能力を証明する書類等の公証された写し[11]

オ　その他[12]

（３）手数料

５００ＣＺＫ

（４）代理申請

労働許可の申請は、使用者または申請人から委任を受けたその他の代理人でも可能である。

（５）空席通知

労働許可は、使用者から労働事務所に対して空席通知がなされている場合に発給されるのが原則である。一定期間、当該ポストに空席のあることが労働事務所によってリストに掲載され、かつ、チェコ人、EU 市民、EEA 市民及びスイス人ではその空席を埋めることができなかった場合でなければ、労働許可は発給されない。

（６）有効期間

労働許可の有効期間は、最長２年である[13]。

【重要】

企業関係者の研修目的等の場合、労働許可は労働市場の状況如何に関わらず発給されますが、この場合、労働許可の有効期間は１年以内に限定されます。また、労働許可の有効期間満了前に雇用契約が終了した場合、当該労働許可をもとに発給された居住許可（労働目的）の効力も終了するので注意が必要です。

（７）更新申請[14]

労働許可は、必要に応じて更新申請が可能である。更新申請は、有効期間満了日の３か月前から３０日前までに行わなければならない。また、更新の場合、更新前

[9] 労働社会省HP（http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam/tiskopisy/zc_o_povoleni_k_zamest.pdf）より実例ダウンロード可能。申請書には写真添付欄もある。
[10] 同上。
[11] 卒業証明書や単位取得証明書、専門職に従事するための資格証明書など。
[12] 必要に応じて追加書類の提出が求められることもあります。
[13] 複数回の更新も可能だが、いずれの場合も有効期間は最長２年。
[14] チェコ政府作成の英文資料では、prolong, renew, extendなどの単語が同一文脈で用いられていたため、ここでは便宜上「更新申請」との訳語を用いたが、「(有効期間の）延長申請」と解釈することも可能。

と使用者や就業場所、業務内容等を同じくしていなければならない。

【重要】

労働許可を更新した場合、申請者は内務省地方支局に出頭し居住許可（労働目的）の更新申請を行わなければなりません。居住許可（労働目的）の更新申請は、有効期間満了日の１２０日前から１４日前までに行う必要があります。

（８）罰則

労働許可を取得せず、又は、労働許可で許可されている内容に違反して就労した場合、最高１０，０００ＣＺＫの罰金が科される。また、使用者[15]にも、最高５，０００，０００ＣＺＫの罰金が科される。

（９）猶予期間[16]

労働法が定める一定の要件の下で雇用契約が終了した場合、被用者は６０日間の猶予期間を援用することができる[17]。

グリーン・カード

「グリーン・カード」は、“一定の条件を満たす職”への求職を希望する外国人に対して、当該外国人が「グリーン・カード」の取得要件を満たした場合に発給される労働許可と居住許可を一体化した制度である。従って、「グリーン・カード」取得のための前提条件として、“一定の条件を満たす職”に空きがあることが必要となる。

（１）求人登録の確認

「グリーン・カード」所持者が求職することのできる求人情報（“一定の条件を満たす職”）は、労働社会省ホームページで検索することができる[18]。

（２）申請先

原則として、チェコの在外公館。但し、一定の要件を満たす場合、内務省地方支局[19]でも申請可能。

（３）必要書類

ア　申請書
イ　旅券[20]
ウ　写真２葉
エ　申請する「グリーン・カード」の種類に応じた資質を証明する書類
オ　旅行医療保険
カ　その他[21]

（４）長期滞在査証の取得

原則として、申請を受けた在外公館は、申請の日から２か月以内に「グリーン・カード」の発給が可能であるか否かの通知を申請者に対して行う。発給が可能であ

15 自然人だけでなく法人も含む。
16 Protection periodの訳語として「猶予期間」を用いた。
17 労働法（Act No. 262/2006 Coll, the Labour Code）第 52 条及び同第 56 条参照。
18 労働社会省HP（http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam/zelka/vm）
19 An office of the department for asylum and migration policy of the Ministry of the Interior
20 提出する旅券の有効期限は、「グリーン・カード」の有効期限よりも９０日以上長いことが必要。
21 「深刻な病気」（serious illness）に罹患していないことの証明など、追加書類の提出を求められることもある。

るとの通知を受けた申請者は、在外公館から長期滞在査証（「グリーン・カード」取得目的）を取得した上で、チェコに入国することができる。

（５）生体認証データの提供等

長期滞在査証（「グリーン・カード」取得目的）を取得してチェコに入国した者は、入国後３業務日以内に内務省地方支局に出頭し、生体認証データを提供する必要があります。その際、「グリーン・カード」発給のために必要な手数料２，５００ＣＺＫを併せて支払わなければなりません。また、居住地を管轄する外国人警察において、居住登録をする必要もあります。

ブルー・カード

「ブルー・カード」は、一定の条件を満たした外国人に対し発給される労働許可と居住許可を一体化した制度である。「ブルー・カード」発給対象者となる外国人は、「グリーン・カード」の場合と比較して、より高資質の職に就くことが前提とされている。

（１）求人登録の確認

「ブルー・カード」所持者が求職することのできる求人情報は、労働社会省ホームページで検索することができる[22]。

（２）申請先

チェコの在外公館。

（３）必要書類

ア　申請書
イ　旅券
ウ　写真２葉
エ　高資質を証明する書類
オ　従事する業務が何らかの規制に服する場合には、規制を遵守していることの証明
カ　家族の月額総収入（他のＥＵ諸国でブルー・カード保持者だった場合）
キ　住居に関する書類
ク　雇用契約書[23]
ケ　旅行医療保険
コ　その他[24]

（４）長期滞在査証の取得

原則として、申請を受けた在外公館は、申請の日から２か月以内に「ブルー・カード」の発給が可能であるか否かの通知を申請者に対して行う。発給が可能であるとの通知を受けた申請者は、在外公館から長期滞在査証（「ブルー・カード」取得目的）を取得した上で、チェコに入国することができる。

（５）生体認証データの提供等

長期滞在査証（「ブルー・カード」取得目的）を取得してチェコに入国した者は、

[22] 労働社会省HP（http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam/modka/vm）
[23] 高資質を必要とする職に少なくとも１年以上雇用されることが明示されていなければならないなど、契約内容が一定の要件を満たしている必要があります。
[24] 「深刻な病気」（serious illness）に罹患していないことの証明など、追加書類の提出を求められることもある。

入国後３業務日以内に内務省地方支局に出頭し、生体認証データを提供する必要があります。その際、「ブルー・カード」発給のために必要な手数料２，５００ＣＺＫを併せて支払わなければなりません。また、居住地を管轄する外国人警察において、居住登録をする必要もあります。

（６）「ブルー・カード」保持者の特権

「ブルー・カード」所持者が、カードの有効期間中に雇用契約が終了した場合、終了後３か月以内であれば、別の使用者を見つけ就労することも認められる。但し、有効期間中に再度職を失った場合には、当該「ブルー・カード」は内務大臣によって無効とされる。

（７）「ブルー・カード」保持者の義務

ア　雇用契約が終了した場合、内務省にその旨通知しなければならない。

イ　雇用契約上の雇用主や地位に変更があった場合、

① その変更がチェコ入国後最初の２年以内に生じる場合は、事前に内務省の同意を得なければならない。

② その変更がチェコ入国後最初の２年以内に生じたものでない場合は、変化が生じる日から３業務日以内に内務省に届け出なければならない。

ウ　滞在に関連する事実に関する通知義務

【重要】

（１）労働許可や「グリーン・カード」、「ブルー・カード」取得に必要な「当該業務に従事するための専門能力を証明する書類等の公証された写し」、「必要な教育を修了し又は資格を有することを証明する書類」、「高資質を証明する書類」には、大学等の卒業証書や単位取得証明書等が該当します。

（２）卒業証書及び単位取得証明書の場合[25]、これらの原本につき当館領事部で印章証明[26]を受け、その後、右をチェコ外務省領事局に提出し、同局から認証（superligalization）を受けて、当該書類の原本又は公証された写しにチェコ語訳[27]を付して大学若しくは市役所に提出し、認証（ノストリフィカツェ[28]）を受けること[29]が必要とされています。

（３）エージェント（代理機関）に労働許可等の申請に係る事務を委ねている場合は格別ですが、ご自身で労働許可等の申請を行う場合には、若干複雑な手続きとなっておりますので、ご注意下さい。

[25] 卒業証明書と単位取得証明書はセットで要求される。
[26] 大使館HP参照。手数料は１通につき 360CZK（2012 年 3 月現在）。
[27] 公認翻訳(official translation)であることが必要。
[28] nostrifikace（チェコ語）。便宜上、ここでは「認証」という日本語訳を用いた。大学によっては有料となる場合もあるので注意が必要。
[29] チェコ当局作成の英語版資料では、must be validated and recognized by the Czech Ministry of Educationとあるので、「教育省に提出し、認証を受けること」と訳すべきであるが、実際は、高等学校までの卒業証明書等の認証はチェコの市役所で、それ以上の高等教育（大学等）の卒業証明書等については、チェコの大学当局によって認証を受けることになることから、「大学若しくは市役所に提出し、認証を受けること」と記載した。ちなみに、従来の慣用だと、当館領事部で発給された卒業証書等の印章証明にチェコ外務省の認証（superlegalization）を受けた上でチェコ語訳を付して労働事務所に提出すればよかったが、手続きが変更された結果、「大学若しくは市役所に提出し、認証を受けること」（ノストリフィカツェ）が新たに必要となった。

図解：労働許可等申請の際の資格を証明する書類について
（卒業証明書及び単位取得証明書の場合）

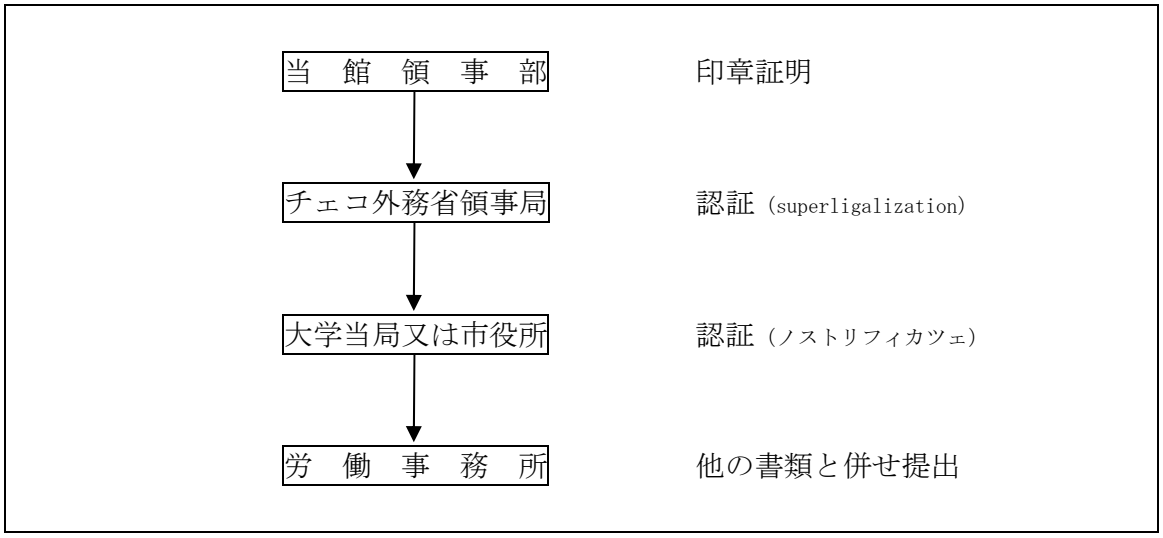

【重要】

「ブルー・カード」発給のための標準処理期間[30]は９０日以内と定められていますが、他方で、「ブルー・カード」保持者の家族のための居住許可発給の場合、標準処理期間は１８０日以内と定められています。

労使関係

チェコにおける労使関係は、主として労働法によって規定される。

１．雇用関係

雇用関係は、労使双方の権利及び義務を包含する。通常、雇用関係は雇用契約を締結することによって創設される。雇用関係は、期限の定めのあるものとないものに大別される。雇用契約で、３か月間の試用期間を設けることができるが、それより短い試用期間を設けることも可能である。

（１）雇用関係の終了

雇用関係は、以下の事由をもって終了することができる。

ア　雇用関係の終了に関する同意

イ　終了通知（ｎｏｔｉｃｅ　ｏｆ　ｔｅｒｍｉｎａｔｉｏｎ）

終了通知は、労使双方から相手方に通知することができる。但し、使用者からの終了通知は、労働法に定めがある場合にのみ行うことができる[31]。

ウ　即時解雇（ｉｍｍｅｄｉａｔｅ　ｔｅｒｍｉｎａｔｅ）

一定の事由を満たす場合にのみ、予告期間を設けることなく雇用関係を終了する

[30] 外国人滞在法第 169 条第１項の趣旨に基づくならば、「標準処理期間」は「最長処理期間」とでも訳すべきですが、実際にはそれ以上かかる案件も散見されているので注意が必要です。
[31] 原則として、雇用関係を終了する日の２か月前に予告を行っておく必要がある。

ことができる。

エ　試用期間内の終了

オ　雇用期間の終了

期間の定めのある雇用契約の場合。

【重要】

外国人の場合、当局によって居住許可が撤回されたり、国外退去・追放処分が科せられた場合にも、雇用契約は終了することがあります。

（２）雇用契約

雇用契約は、労使双方の権利・義務を規定する上で極めて重要なものである。使用者は労働者に対し、雇用契約から派生する権利・義務のほか、業務内容や給与その他の待遇についても通知しなければならない。

【重要】

雇用契約は、労使双方の間で、業務内容、就業場所など重要な事項を定め、書面に明示した上で締結しなければなりません。但し、法規に定める内容に反する雇用契約[32]は、違反部分につき無効になります。

２．労働者の権利及び義務

（１）平等な取扱いの原則

使用者は、労働条件、報酬、教育・研修、昇進などに関して、あらゆる労働者を平等に取り扱わなければならない。思想、信条、宗教、性別、言語などに基づく差別は禁止される。差別的な取扱いを受けた労働者は、使用者に対し、そのような取扱いの撤回と正当な補償を要求することができる。

（２）労働時間・有給休暇

労働時間は最長で、１週につき４０時間である[33]。また、有給休暇は、年間４週間を基本とする。

（３）最低賃金

最低賃金に関する事項は、労働法その他の法規によって規定される。最低賃金は、あらゆる労働者に適用されるものであり、１週４０時間労働を例にすると、時給４８．１１ＣＺＫあるいは月給８，０００ＣＺＫである[34]。

３．出産・育児休暇

（１）出産休暇

使用者は、労働者が出産した場合、産前産後にあわせて最長２８週間まで休暇を与える義務がある。労働者が２人以上の子供を出産した場合、または、当該労働者がシングル・マザーとなる場合には、当該労働者は最長３７週間まで休暇を取得することができる。

出産休暇は最短でも１４週間は与える必要があり、いかなる理由があっても、子の出生から６週間を経過するより前に休暇を終了又は中断することはできない。

（２）育児休暇

[32] 労働者の権利を事前に放棄させる約定など。
[33] 労働法第 79 条参照。
[34] 内務省HP（2012 年 3 月 1 日アクセス）参照。

育児休暇は、性別に関係なく取得することができる。育児休暇は、子が３歳に達する日を経過して取得することはできない。

雇用機会の提供

労働事務所では、就業機会の提供、職業相談、職業訓練、失業給付などに関連する業務も行っている。永住許可を受けた者や難民認定された者であれば、外国籍を有する者にもチェコ国民と同等の機会が与えられる。

（１）求職者情報

労働事務所は、求職者に関するデータベースを管理している。求職者は、求職に際して労働事務所に協力する義務を負う。求職者は、労働事務所から紹介を受けたにもかかわらず正当な理由無く求人を拒否した場合、データベースから削除されることもあり得る。

（２）失業給付

一定の条件を満たしている求職者は、失業給付を受給することができる。失業給付の額は、直前の就職期間中に得ていた報酬に基づいて計算される。但し、失業給付の最高額は、最低額の２．５倍までに定められる。

【重要】

労働事務所は、求人に関するデータベースも管理しています。右データベースは、労働社会省ホームページ（http://portal.mpsv.cz/sz）からアクセス可能です。求人情報は英語でも検索可能です。

（３）就職サービス会社

求職者は、労働社会省が提供するサービスのほか、同省から免許を得た民間の就職サービス会社が提供するサービスも利用することができる[35]。求人情報は、新聞広告やインターネット上の検索サイトなどから入手可能である。

各種申請書

就労・雇用関係における各種申請書は、下記ＨＰよりダウンロード可能である。

労働社会省ＨＰ：http://portal.mpsv.cz/sz/zahr_zam/tiskopisy

[35] サービスの利用に際して、求職者個人が料金を請求されることはない。